

## 台東区地域防災計画 パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和3年12月16日(木) ~ 令和4年1月6日(木)
意見受付場所	区公式ホームページ、各区民事務所・分室・地区センター、 区政情報コーナー、生涯学習センター、危機・災害対策課
意見受付件数	1人、5件
提出方法の内訳	郵送 0人(0件) ファクシミリ 1人(5件) ホームページ 0人(0件) 持参 0人(0件)

分類	項番	意見	区の考え方 (本計画の該当箇所)
第2部	1	<p>① 本区における「震災時の基本的な避難順序」の変更、特に「一時集合場所への集合」について再考をお願いします。</p> <p>本計画においては、「一時集合場所」とは「火災の延焼などで危険が迫った場合に、集団を形成(以下略)」する場所と定義され、2年12月版の本区「防災地図(地震編)」でも、震災時の基本的な避難順序は、先ず誰もが一時集合場所に集合し、そこで帰宅するもの、避難所に向かう者等が振り分けられるというチャートが描かれていますが、このような避難順序では多くの区民が危険に晒されるように感じます。</p> <p>一時集合場所は火災が発生している方向にあるかもしれず、もしかすると地震により荒川や隅田川の堤防が決壊し、水が押し寄せる方向の可能性もあります。</p> <p>区民が町会ごとに指定された一時集合場所に向かう途中、火災や木造家屋の倒壊に巻き込まれたり、落下物の被害を受け、命を落とす可能性もあると思われます。</p> <p>昨年の区議会において、現在、区が指</p>	<p>区では、基本的な避難の順序として、まず自宅(被災現場)からあらかじめ指定された一時集合場所に避難し、原則として町会単位で集まって情報交換等を行い、そこから被災状況により、自宅や避難所、避難場所へ移動することとしています(P264)。</p> <p>しかし、既に生命の危険が迫っている場合には、一時集合場所に集合せず避難場所(上野公園一帯、谷中墓地、隅田公園一帯)に直接向かうなど、ご自身の身の安全を守る最善の行動をお取りいただきたいと考えています。</p> <p>そのため、その旨を本計画にも追記しました(P253、264)。</p> <p>今後、「防災地図(地震編)」を改定する際、同様の記載を行っていきます。</p> <p>また、町会等が日常管理を行う自主管理公園では、門扉の施錠を行っているところもあります。そのため区といたしましても、自主管理公園が一時集合場所としての機能を充分果たせるよう、町会等に対して、閉園時間帯の体制を確認するとともに、夜間等に発災した場合を想定した防災訓練等の実施について働きかけていきます。</p>

分類	項番	意見	区の方 考え方 (本計画の該当箇所)
		<p>定している一部の一時集合場所は夜間施錠されており、開錠が必要であるが、震災等の非常時において、開錠ができない可能性があることが明らかにされております。(大規模災害において、一時集合場所の開錠を任された者も一時集合場所に向かえない状況も大いにあり得ます。)そういった中、地震で通信が途絶し、電力も失われて灯の無い黒間の中を落下物に怯えながら這う這うの体でたどり着いた一時集合場所が施錠されていて、中に入れなかったとしたら。そして、戻ろうと思ったが、その時には周りは火災で逃げ場はなかったとしたら。区が町会ごとに指定した一時集合場所ではなく、他の一時集合場所に逃げていれば助かった、とか、直接、避難所に向かっていたら助かったというケースが続出すると思われま。避難は、安全確保できる場所に安全に最短で行けることが重要です。すでに一時集合場所への集合を規定していない特別区もありますので、本区においても再考をお願いします。</p>	
第2部	2	<p>② 本計画において、避難所は在宅避難者や自主受け入れ避難所での避難者等、すべての被災者への情報発信・配給拠点でもあることと明確に定義し、避難所に「在宅避難者」や「自主受け入れ避難所における避難者・帰宅困難者」に対する窓口の設置をお願いします。</p> <p>内閣府の「避難所運営ガイドライン」においては、避難所は「在宅避難者(被災者の中で「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」、もしくは</p>	<p>被災者への災害情報発信について、区では、区公式ホームページ、SNS、防災行政無線等、多様な手段を用いて全ての被災者へ情報を届けられるよう努めています(P246、247、248)。</p> <p>また、台東区地域防災計画には、避難所の業務分掌の例として、在宅被災者(避難所へ避難できない方)への支援などの対応を明記しています(P275)が、ご意見を踏まえ、避難所運営の基本的考え方にも「被災者(避難所へ避難できない方)への支援をおこなうものとする」と追記します</p>

分類	項番	意見	区の方考え方 (本計画の該当箇所)
		<p>「ライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者」)の対応拠点としても、避難所は機能しなければなりません」と明確にうたわれています。</p> <p>「災害救助法」に基づく避難所の受入対象は、「現に被害を受けた者(被災者)」ですが、限られた避難所に入るスペースがなく、在宅避難をしている人や自主受け入れ避難所で避難生活を送っている人の数の方が多くなるはずで、自らの食糧・水の備蓄もいずれは尽きます。ライフラインも断たれており、等しく支援が必要となります。</p> <p>本区の地域防災計画および公開されている避難所開設マニュアルにおいても、在宅避難者や自主受け入れ避難所の被災者・帰宅困難者対策を明確に盛り込んでいただきたく存じます。大規模災害においては、帰宅難民も在宅避難者も誰もが被災者であり、被災者が選別され、一部の被災者しか支援を受けられないというようなことのないように、避難所の定義に「被災者支援拠点として、避難所周辺の在宅避難者を含む被災者に対し、情報の提供や救援物資の配給を行う場所である」旨を本計画にも明確化していただくようお願いいたします。</p>	<p>(P273)。</p> <p>なお、区では帰宅困難者対策として第10編に記載のとおり、都や各ライフライン事業者等と連携し、帰宅困難者等に対する情報提供、誘導、一時滞在施設の確保及び一時滞在施設となる区有施設への食料等の備蓄等の対策を進めています。</p> <p>避難所の備蓄品にも、帰宅困難者支援施設マップや帰宅困難者向け防災ガイドを用意しており、帰宅困難者向けの案内もできるようにしています。</p> <p>これらの対策を踏まえつつ、被災者への支援を円滑に実施できるよう、施策の充実を図っていきます。</p>
第6部	3	<p>③ 避難所については、風水害時と震災時の同時発生(複合災害)に備え、避難先を現在の風水害時の避難所に統一し、町会しぼりを無くし、まずは安全を確保できる最寄りの避難所への避難というルールにしてください。</p> <p>避難とは、安全を確保することです。大きな災害が起きる時、必ずといって</p>	<p>災害対策基本法では、避難場所と避難所という2つの避難施設が定義されており、避難場所は、切迫した災害から逃れる場所であり、避難所は避難生活を送る場所とされています。</p> <p>地震の際には、大規模火災も想定されていることから、切迫した災害から逃れる場として、上野公園一帯、隅田公園一帯及び谷中墓地を避難場所と</p>

分類	項番	意見	区の方考え方 (本計画の該当箇所)
		<p>よい程、複数の災害が同時に発生します。関東大震災も地震と台風による大火災が起きました。本区において想定されるのは、大震災とそれによる荒川または隅田川の堤防決壊、高潮、集中豪雨による風水害(神田川の内水氾濫)の同時複合発生です。一昨年、風水害時の避難所は震災とは別に指定されました。非常に素晴らしいとは思いますが、地震と風水害が同時に発生した場合はどちらに避難すべきか、という疑問が生じます。</p> <p>区民や区への来訪者等に混乱を生じさせず、速やかに安全を確保するためには、(一次)避難所を統一すべきではないでしょうか。現在、風水害時用として指定されている場所を、そのまま震災時の避難所とした方がよいと思います。</p> <p>過去の大震災を見ても、震災の場合、避難が長期化する恐れがあり、その場合は、地域単位の避難所に収容されることが望ましいとは思いますが、地域単位の避難所に行くのは発災後相当の時間が経過して、状況がある程度明確になった後でも遅くないと思われます。</p>	<p>して指定しています。避難所は、災害により住居が居住困難となった区民の生活拠点を確保することが目的のため、人口や想定避難者数に基づいて町会ごとに指定し、発災時に開設することとしています(第2部第9編第1章、第2章、第5章【予防対策】1(2)③)。</p> <p>風水害時、荒川氾濫の可能性が高い場合は、浸水区域内の避難場所は開設されません。それ以外の風水害時では、自宅が1階部分のみであることや土砂災害警戒区域にある場合に、一時的に危険を避けるために避難する場所となります(第6部第6編第1章)。</p> <p>風水害時は地震に比べ、家屋倒壊の可能性は低く、自宅の2階以上に滞在が可能な場合、避難場所に避難する必要がないことや、気象予報等に基づいた避難情報の早期提供により、縁故避難等の域外への事前避難行動が可能であることから、地震時の避難所とは開設数が異なります。</p> <p>なお、地震と風水害が同時に発生した場合には、地震による延焼火災の恐れと浸水の恐れを比較考量して、適切な避難場所に誘導することとなります。また、地震の避難所が開設されている際に、風水害の恐れが発生した場合には、避難所内の避難スペースの浸水リスクや施設の空き状況を踏まえ、避難所内の上層階に移動する、風水害時の避難場所に避難する又は浸水区域外に避難することとなります。</p> <p>避難行動については、地震、風水害ともに在宅避難を原則とすることでは共通しており、適切な避難行動が選択できるように、引き続き、防災地図、</p>



分類	項番	意見	区の方 考え方 (本計画の該当箇所)
			<p>ハザードマップの全戸配布やホームページ等での周知を行い、普及啓発に努めていきます。</p>
第6部	4	<p>④ 隅田川テラスの修復、高台整備、近隣区との間で水害時の避難協定締結等、風水害対策の更なる推進をお願いします。</p> <p>隅田川の本区側の堤防は低く(一部はカミソリ堤防)、隅田川テラスは白髭橋付近で大きく破損しており、長らく修復が待たれている状況である。(都の入札が複数回不調となっていると聞く。)風水害は近年激甚化しており、令和元年台風を上回る水害が発生する可能性もある。隅田川が決壊することのなきよう、破損しているテラスは少なくとも早期に修復してもらえよう、本区からも都に強く働きかけてはどうか。今のまま放置されているのは、台東区は首都機能の集積地を守るための最後の遊水地になってくれ、と言われていたような感じすらある。隅田川の右岸の堤防が決壊して、台東区内に水が入った場合、被害は日銀などを擁する中央区にも及ぶのではないかと。下流の中央区等との共闘も考えてはどうか。</p> <p>墨田区以外の近隣区とも、水害時の避難者受け入れについて協定締結等をしてはどうか。本区北部の低地からであれば、荒川区側の方が避難に適する場合も多いと思われる。</p> <p>高台や高規格堤防、パブリックスペースを有した大型施設への再開発(例：浦前計画(仮称))等の推進も。</p>	<p>東京都の浸水予想区域図では、想定最大規模の降雨があった場合においても、隅田川は氾濫しない想定になっています(P467)。</p> <p>氾濫の想定はありませんが、隅田川テラスの破損については、区でも把握をしており、引き続き河川管理者である東京都第六建設事務所に対し、早期の工事实施について働きかけていきます。</p> <p>また、本区においては荒川氾濫以外では浸水深が浅く、浸水継続時間も短いため、水害時の避難者受け入れ等については、荒川氾濫時の広域避難を想定しています(P539)。</p> <p>特別区では、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」(P540)を締結し、区相互間の協力による支援体制を構築しています。また、東京都は独立行政法人国立青少年教育振興機構と「広域避難先としての施設利用に関する包括協定」を締結するなど、広域避難先の確保を進めています。</p> <p>今後とも都や他自治体と連携し、取り組みを進めていきます。</p>

分類	項番	意見	区の方 考え方 (本計画の該当箇所)
第 2 部	5	<p>⑤ マンション等集合住宅単位の自主防災組織も防災計画内での「正規扱い」をお願いします。</p> <p>本区においては区民の 8 割以上がマンション等集合住宅住まいとなっている。特に高齢者や要支援者の多くはバリアフリーが難しい戸建ではなく、マンション等のエレベーターが設置された集合住宅住まいであろうと推察する。要支援者が多く居住し、大規模災害時には、マンション自体が自主避難所となって、多くの在宅避難者の生活を支えざるを得ないマンション等集合住宅の自主防災が非常に重要だと思われる。行政には、マンション等集合住宅単位の自主防災組織を「非正規扱い」することなく、より手厚い支援をお願いしたい。</p> <p>現在、本区においては「町会以外の自主防災組織は認めない」としているかのようなのである。(本計画における自主防災組織の数の記述が町会単位に限定されており、そのために町会単位の自主防災組織による防災訓練の参加者数は著しく少ない。)</p> <p>昨年もパブリックコメントに書かせていただいたが、現在、多くの自治体ではマンションの規模を問わず、マンションごとに自主防災組織の結成を呼び掛けている。(狛江市ではマンション毎に自主防災組織を結成するよう呼び掛けており、武蔵野市では市に登録している自主防災組織の 3 分の 1 がすでにマンションである。新宿区においても規模の大小を問わずマンションに対し自主防災組織結成を呼び掛けており、資機材の支給を行っている。江戸川区</p>	<p>本計画において、主に自主防災組織と記載されているものは、その中でも町会（自治会）を単位として区民が自主的に結成した「防災団」のことであり、よりわかりやすい記載をしていきます（P27 ほか追記）。</p> <p>区では、マンション等の集合住宅について、自主防災組織の立ち上げ方法、結成後の活動内容などを紹介した「集合住宅防災ハンドブック」を作成し、マンション等における自主防災組織の結成を促進しています（P30）。</p> <p>また、共助の観点から、マンション等の集合住宅の防災対策の推進及び地域住民等と連携した防災行動力の向上を図るため、集合住宅の管理組合等が自主的に防災資器材を購入するにあたり、費用の一部を補助しており、自主防災組織の規約や防災活動計画等の整備を要件とすることで、防災組織の体制づくりを進めております。</p> <p>今後もマンション等の集合住宅における防災対策について支援をしてまいります。</p>

分類	項番	意見	区の考え方 (本計画の該当箇所)
		では、自主防災組織は「町会・自治会マンション管理組合などで結成」とマンション管理組合も自主防災組織の主体であるとしている。）	